

平成 年 月 日 (公民館)

館長	次長		係

伺い 下記のとおり使用を許可されますか。

総社市教育委員会 様

平成 年 月 日

団体名

申請者 所在地

代表者

電話 ()

公民館施設使用願

次のとおり山手公民館の施設を使用したいので許可願います。

使用目的			
使用日時	平成 年 月 日 (曜)	時 分	から
	平成 年 月 日 (曜)	時 分	まで
使用場所	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール ・小会議室 ・第3和室 ・その他 () ・コミュニティホール ・第1和室 ・料理講習室 ・大会議室 ・第2和室 ・1階展示ロビー 		
使用人数	人		
その他の事項	冷暖房	使用する (冷房 ・ 暖房) 使用しない	
	舞台施設装置	使用する 使用しない	
	照明器具	使用する 使用しない	
	音響設備	使用する 使用しない	
	入場料徴収加算料	徴収する (円) 徴収しない	
	その他特記事項		
使用料	円	加算料	円
使用料合計	円		

公民館施設使用料減免申請

公民館施設使用料の減免を受けたいので、総社市教育施設使用料徴収条例第4条の規定により次のとおり申請します。

代表者

減免を受けようとする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益を目的とするもの ・ 特に必要と認めたもの 	減免申請額
		円

使用料 加算料

山手公民館使用料等（1時間当たりの料金）

（単位：円）

施設名	使用料	冷暖房加算料	入場料徴収加算料
多目的ホール	1,000	300	500
コミュニティホール	300	90	150
大会議室	150	45	75
小会議室	150	45	75
第1和室	150	45	75
第2和室	150	45	75
第3和室	150	45	75
第2第3和室	300	90	150
料理講習室	300	90	150
分館	100	30	50

多目的ホール	舞台施設装置	1回当たり 2,000 円	一式
	照明器具	1回当たり 2,000 円	一式
	音響設備	1回当たり 2,000 円	一式

- ※ 1 社会教育団体の使用料は減免としますが、冷暖房加算料は減免としません。
 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなして使用料等を算定します。
 3 使用料等は前納とする。ただし、加算使用料は、使用後に納付することができる。
 4 入場料を徴収する場合は入場料徴収加算料を納付してください。
 5 冷暖房を使用する場合は冷暖房加算料を納付してください。
 6 申請者へ納付書を交付しますので、それにより納付してください。

冷暖房の使用は冷暖房加算料が必要となります。

代表者は使用前、使用後に事務所へご連絡ください。
 使用後は必ず、事務所受付の日誌へ記入して下さい。
 冷暖房の使用時間も記入して下さい。